

学校いじめ防止基本方針

壬生町立壬生小学校

1 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない。」「いじめはいじめる側が悪い。」ということや「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえる」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

(1) いじめ未然防止向けて

- 児童一人ひとりが、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組みます。
- 児童一人ひとりに対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

(2) いじめ早期発見に向けて

- いじめは、大人が気づきにくい判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識します。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合は、教職員一人が抱え込むことなく組織的な対応を図ります。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 児童、保護者からのいじめの相談・情報の窓口を明確にします。

(3) いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童や保護者の立場に立った対応を常に行います。
- いじめられている児童を徹底的に守り通します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことのみで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的な対応を図ります。
- いじめる児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないように、学校組織としてしっかりと指導します。
- 保護者に対して、学校組織としてしっかりと理解させると説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるように努めます。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

(1) 児童指導委員会（未然防止・早期発見のための委員会）《定期開催》

児童指導全体の中でいじめをとらえ、情報の交換と共有、未然防止と早期発見のための取り組みの検討を目的とする。

① 委員

校長、教頭、教務主任、◎児童指導主任、学年主任、担任、養護教諭、
教育相談 CO

② 実施する取り組み

ア未然防止対策

- ・集団を把握するための調査の実施と結果の分析
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・校内研修会の企画、立案
- ・配慮児童への支援方針検討

イ早期発見策

- ・いじめに関するアンケートの実施（年3回、教育相談にもつなげる）
- ・情報交換による児童の状況の共有

(2) いじめ・不登校対策委員会（いじめ認知時の対応のための委員会）《随時開催》

事実関係の把握と共有、早期解決、組織的・継続的な対応の検討を目的とする。

① 委員

校長、教頭、教務主任、◎児童指導主任、学年主任、担任、養護教諭、
特支 CO、教育相談 CO、スクールカウンセラー等

② 実施する取り組み

ア事実関係の把握

- ・関係のある児童からの事実関係の聞き取り
（場合によっては、アンケートの実施）
- ・事実関係の共有と、壬生町教区委員会への報告

イ支援・指導方針と体制の決定

- ・被害者に対して
- ・加害者に対して
- ・観衆、傍観者に対して
- ・保護者に対して

3 具体的対策

いじめ問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、毎日の教育活動を行うとともに、いじめの問題解決に対応します。

(1) いじめの未然防止対策

- ① 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上
 - 全教職員対象の児童指導に関する校内研修会の年1回以上の実施
 - いじめに関するチェック（教職員用）を用いた自己診断の実施
- ② いじめのない学校づくりに向けた指導の充実
 - 学業指導の充実
 - 道徳教育の充実
 - 特別活動の充実
 - 人権が守られる学校づくりの推進
 - **QU**を活用した**PDCA**サイクルによる学級・集団づくりの実践
- ③ 保護者・地域との連携
 - 学校便り、ホームページの活用
- ④ ネットいじめへの対応
 - 携帯電話、スマートフォン等の校内での使用の禁止
 - 教科や学級活動を活用した、情報モラルの指導
 - ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をもやみに掲載しない指導の徹底
 - イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導の徹底
 - ウ 有害サイトにアクセスさせない指導の徹底
 - 保護者への啓発

(2) 早期発見に関する対応

- ① いじめを相談しやすい体制づくり
 - いじめの相談・通報窓口の周知
- ② 情報交換による共有
 - 定期的な児童指導委員会の開催
 - スクールカウンセラーや児童指導主任等との随時の情報交換
- ③ アンケートの実施
 - 学校生活に関するアンケートの実施（毎月）
- ④ 教育相談の充実
 - 教育相談週間の設定（年3回）

(3) 早期解決に向けた対応

- ① いじめ対策委員会による調査
 - 事実関係の把握
 - 壬生町教育委員会への報告
- ② いじめられている児童及び保護者への支援
 - 徹底的に守り通すことや秘密を守ることの伝達
 - 継続した支援体制
- ③ いじめた児童への指導及び保護者への助言
 - 「いじめは絶対に許されない」という毅然とした指導
 - 自ら行為の責任の自覚
 - いじめの背景にも考慮した継続的な指導
 - 児童のための学校と保護者が協力した指導
- ④ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
 - いじめを自分の問題として考えさせる指導
 - いじめは絶対に許されない行為であるという指導
 - いじめを助長する行為は、いじめと同様であるという指導
- ⑤ ネットいじめへの対応
 - 当該いじめに関わる情報の削除
 - 必要に応じた所轄警察署への通報と支援要請
- ⑥ 警察との連携
 - 所轄警察署への通報の検討

(4) 重大事態への対応

- ① 壬生町教育委員会への報告と、所轄警察署等への通報
- ② 壬生町教育委員会学校教育課指導主事等を加えたいじめ対策委員会による調査
- ③ いじめを受けた児童及び保護者に対する事実説明（随時）
- ④ 当該児童及び保護者の意向を十分に配慮した全ての保護者を対象とした説明会の実施。
- ⑤ いじめ対策委員会を中心とした再発防止策の作成と実践